会社分割に関する事後備置書類

株式会社ポプラ

株式会社ポプラリテール

令和3 年3 月4 日

各位

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665 番地の1
株式会社ポプラ
代表取締役社長　目黒　俊治

広島県広島市南区宇品西4 丁目3 番24 号
株式会社ポプラリテール
代表取締役社長　目黒　俊治

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社ポプラ（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ポプラリテール（以下「承継会社」といいます。）は、2020 年9 月23 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2021 年3 月1 日を効力発生日として、吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施しました。本件分割に関する会社法第791 条第1 項第1 号、同条第2 項及び第801 条第3 項第2 号並びに会社法施行規則第189 条に基づく事後開示事項は、次のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784 条第2 項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796 条第1 項に定める略式分割となります。

1. 本件分割の効力が生じた日
   2021 年3 月1 日

2. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第189 条第2 号）

(1) 会社法第784 条の2 の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

分割会社は、会社法第784 条第2 項の規定（簡易分割）に該当するため、会社法第784 条の2 の規定による手続は行っていません。

(2) 会社法第785 条による手続の経過（反対株主の買取請求）

分割会社は、会社法第784 条第2 項の規定（簡易分割）に該当するため、会社法第785 条の規定による手続は行っていません。

(3) 会社法第第787 条の規定による手続の経過（新株予約権の買取請求）

分割会社は新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

分割会社は、会社法第789 条第2 項及び第3 項の規定に基づき、2021 年1 月15 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号、同第 201 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 796 条の規定に定める請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

承継会社は分割会社の完全支配子会社であるため、会社法第 797 条の規定に定める請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 1 月 15 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号、同第 201 条 4 号）

分割会社は、2021 年 3 月 1 日をもって、分割会社の加盟店及び直営店における事業に関する権利義務の一部を分割会社に承継させました。これにより承継させた資産の額は 0 円、負債の額は 0 円（いずれも推定値）です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号、同第 201 条 5 号）

本件分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記申請は、いずれも 2021 年 3 月 5 日に行う予定です。

6. 吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号、同第 201 条 6 号）

該当事項はありません。

以上